

- 子ども・子育て支援金率については、全ての保険者※が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を全ての保険者※が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として、保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 政府は、子ども・子育て支援金率の基礎として実務上一律の支援金率を示す取扱いとされています。
- 2026（令和8）年度は、政府が被用者保険者の支援金率として示した0.23%（5月納付分から追加）とします。

健康保険法第160条の2 第1項

子ども・子育て支援金率は、各年度において全ての保険者が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、保険者が定める。

子ども・子育て支援金率は、次の算式により得た率を基礎として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{子ども・子育て支援金率} = \frac{\text{全ての保険者※が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額}}{\text{全ての保険者※が管掌する被保険者の総報酬額総額の見込}}$$

※全国健康保険協会及び健康保険組合

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。